

令和5年度児童クラブ（学童保育）加入のご案内

申込書配布及び受付期間

1 第1回申込書配布及び受付期間

(1) 配布期間

令和5年1月4日(水)～1月11日(水)

午前9時30分～午後6時30分(ただし、正午～午後1時を除く。)

※7日(土)のみ午前9時30分～午後5時

(2) 受付期間

表1のとおり

ただし、時間内で都合が悪い場合は、事前に加入希望の児童館へ御連絡ください。

表1

児童クラブ名称 配布・受付・実施場所	電話	定員	新加入受付日時	
森岡児童クラブ 森岡児童館	84-5116	70人	1月23日 (月) ～ 1月28日 (土)	午後1時 ～ 午後6時30分 ※28日(土)のみ 午後1時 ～ 午後5時
緒川児童クラブ 緒川児童館	83-6188	80人		
緒川新田児童クラブ 緒川新田児童館	34-4410	50人		
石浜児童クラブ ・石浜児童館 ・片葩小学校	83-2462	140人		
石浜西児童クラブ 石浜西児童館	84-3222	80人		
生路児童クラブ 生路児童館	84-1904	60人		
藤江児童クラブ 藤江児童館	84-5474	70人		

※配布及び受付期間を過ぎた場合、配布及び受付することはできません。

※受付後に審査し、加入の可否を決定します。

※定員超過した場合は、対象児童でも加入できない場合があります。

※同居している父、母、75歳未満の祖父母(令和5年4月1日時点)が基準を満たさない場合は申込みできません。

※令和6年3月末までに育休復帰予定の方も申込可能です。

2 随時申込書配布及び受付期間

令和5年2月10日(金)～

※第1回の書類審査の結果、定員を超えた場合は、随時配布及び受付は行いません。

空き状況の確認等は、各児童館にお問い合わせください。

3 配布及び受付場所

各児童館(定員把握のため、ご希望の児童クラブを運営している児童館でお願いします。)

注意点

石浜及び石浜西児童クラブの3年生から6年生の児童について、実施場所は表2のとおりとなりますので予めご承知おきください。

なお、実施場所につきましては申込み状況により変更となる場合があります。

表 2

小学校名及び学年	児童クラブ名(実施場所)
石浜西小 1、2年生	石浜西児童クラブ(石浜西児童館)
石浜西小 3～6年生	石浜児童クラブ(石浜児童館)
片葩小 3～6年生	石浜児童クラブ(片葩小学校)

令和5年度 児童クラブ実施時間及びクラブ費について

1 実施時間

利用時期	時間	その他
通常	小学校の下校時間 ～午後7時	保護者が加入している児童を 監護できない時間のみを 利用することができます。
土曜日、学校休業日(春休み、 夏休み、冬休み及び代休日等)	午前7時30分 ～午後7時	

※お迎え:保護者又はファミリーサポート事業の利用により保護者の責任でお願いします。

2 クラブ費

児童1人につき月額6,000円(8月のみ月額10,000円)(原則、口座振替)

※次の①、②に該当する場合のクラブ費は、月額1/2となります。

- ① 加入日が加入月の16日以後の場合
- ② 脱退日が15日以前で、脱退する月の前月の25日までに「脱退届」を提出された場合

児童クラブの概要

1 対象児童

小学校1年生から6年生までの児童(東浦町児童クラブ加入基準 参照)

- ・ 保護者等が家庭外で仕事をしている留守家庭やこれに準ずる家庭の児童
- ・ 保護者等が長期の病気や障がい、出産及び入院等のため育成できない家庭の児童
- ・ 上記に準ずると認められる家庭の児童

2 定員

表1のとおり

3 実施期間

4月1日から翌年の3月31日まで

【実施しない日】

日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日及び事業都合による休みと指定した日

4 クラブ費の減免について（要申請）

(1) 対象

就学援助の認定を受けている家庭（学校教育課で手続きが必要です。）

(2) 減免額

クラブ費の1/2の額を減免し、原則、申請月から適用します。

(3) 申請

児童クラブ費減免申請書に学校教育課から発行される「就学援助費受給認定通知書」の写しを添付して各児童館で手続きしてください。

児童館一般利用について

児童館は、一般利用ができます。児童クラブに加入できなかった場合やときどき留守になる場合などは、一般利用をご利用ください。ただし、学校終了後の一般利用は、一旦、自宅に帰ってからの利用となります。

* 一般利用時間：【午前】9時30分から正午まで 【午後】1時から5時まで

お問い合わせ

各児童館（表1参照）

東浦町役場 児童課（TEL 83-3111 内線145）

アフタースクールについて

新4～6年生は児童クラブとアフタースクールとの重複加入が可能です。ただし、片葩小以外の児童は同日に両方参加することはできません。

【片葩小以外】18時までアフタースクールに参加後、19時まで児童クラブに参加不可。

【片葩小】17時までアフタースクールに参加後、19時まで児童クラブに参加可。

児童クラブ・アフタースクールの概要

	児童クラブ	アフタースクール
目的	保護者が仕事等のため留守家庭となる児童に対し、遊びと生活の場を提供します。	放課後の時間を利用して、宿題の指導や遊びの提供、地域との交流を行います。
対象学年	1年生～6年生	4年生～6年生
活動場所	各小学校区の児童館・クラブ室	各小学校教室
加入基準	放課後、保護者が家庭にいない対象学年の児童で、「児童クラブ加入基準」に該当する児童 児童と同居する父、母、祖父母(二世帯及び隣接住居含む。)が次の場合にあるとき (3年生以上基準) ・就労被雇用者 4時間以上/日・12日以上/ 月・終業午後4時以降 ・自営業・農業 6時間以上/日・15日以上/ 月・終業午後4時以降 ・出産 予定月の1か月前の初日から 出産後2か月後の月末まで ・疾病・障害 医師の診断による場合 ・看護・介護 要支援以上の認定を受けているとき ・その他 特に必要と認めるとき	なし
実施時間	◆授業期間中 小学校の下校時間～午後7時 ◆土曜、代休、春休み、夏休み及び冬休み 午前7時30分～午後7時 ※日祝及び年末年始は実施しません。	◆授業期間中 小学校の下校時間～午後6時(週2日) ◆夏休み 午後2時～午後4時30分 ※土日祝、代休、冬休み、春休みは実施しません。
費用	1人6,000円/月(8月のみ10,000円)※減免制度有	400円/年 ※材料費等、別途徴収あり
活動内容	宿題をする時間の提供、遊びの時間の提供 児童館活動への参加、家庭生活の体験	宿題の指導、遊びの時間の提供、地域の方との交流
迎え	保護者によるお迎えが必要	保護者によるお迎えが必要

※アフタースクールへの加入については、別途学校教育課より案内予定です。